

全国厚生労働関係部局長会議資料

令和2年1月17日（金）

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

目次

I.統計関係

- 厚生労働省統計改革ビジョン2019 2
- 調査票情報等の適正な管理 5
- 調査票情報の二次利用 6
- 令和2年度政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）
事業計画（統計関係） 7
- 令和2年度実施の主な厚生統計調査 8
- 令和2年度実施の主な労働統計調査 14

II.情報政策関係

- マイナンバー制度への対応について 17
- 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進について 23
- データヘルス改革について 27

III.その他参考資料

- 令和2年度政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）
歳出予算案の概要 33

I .統計関係

第1章 統計改革ビジョン2019の基本的な考え方

統計情報は、国民から負託された「財産」。

E B P M (証拠に基づく政策立案) を推進するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させていく。

統計の仕様や品質に関する情報の開示は、適切な利用及び利用者からの信頼確保に不可欠なものであり、透明性の確保を図る必要がある。

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策

総務省統計委員会や統計改革推進会議などの政府全体の見直しの方向性と整合性をとりつつ、日本統計学会や社会調査協会などの各種の指摘や提言についても、幅広く取り込み。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 1. <u>組織の改革とガバナンスの強化</u> | 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組 |
| 2. <u>統計業務の改善</u> | 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組 |
| 3. <u>統計に関する認識・リテラシーの向上</u> | 職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組 |

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組

単なる再発防止策等に留まらない、政府全体の取組の方向性に即して、更に一步でも二歩でも前に進めるための取組

1. 速やかな実施が求められる取組
2. 中長期的な観点から検討する取組

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ

1. 工程表の作成、進捗状況の管理
2. 常設の検討会の設置

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策の詳細

1. 組織の改革とガバナンスの強化 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組
- (1) 組織改革、相談窓口の確立
統計幹事の下に、改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備。関係者が速やかに問題を報告する相談窓口等を整備。
- (2) 外部有識者の積極的な活用
統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。厚生労働省内においても外部人材を積極活用。統計学者や経済学者などと、常に協力・相談できる体制を構築。コンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討。
- (3) 統計部門のリソースの拡充
計画的な職員採用や定員の確保。即戦力となる外部人材も積極的に活用。再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保。

2. 統計業務の改善 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組
- (1) 統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化）
調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等などの詳細な調査内容を公開。調査票情報の二次利用を一層促進。行政記録情報の利用促進、利用方法の周知等。
- (2) 適正な業務ルールに基づく業務の遂行
業務マニュアルの策定（一連のプロセスを可視化）
対应手順の策定（誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順、計画変更等の承認権者（専決区分）の明確化）
- (3) システムの見直し
情報システムの適正化（「ブラックボックス化」したシステムの早急な見直しを検討）
ICTを活用した業務プロセスの見直し（手作業のデジタル化、オンライン調査を推進）、エラーチェックの徹底
- (4) 調査実施機関との連携
統計調査員による適切な調査を実施するため、事務手引き等の整備や研修の充実等を検討。
調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組（コンプライアンスチェック）を導入。
- (5) 統計等データの保存の徹底
保存ルールの整備。定期的なフォローアップ等を通じた適正な運用の確保。

3. 統計に関する認識・リテラシーの向上

職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組

(1) 研修の実施

統計担当職員を対象とした段階的な研修体系の整備。長期研修等を受講しやすい環境の整備の検討。
本省全職員を対象とする基礎研修、幹部職員に対する研修を体系的に整備し、計画的に実施。

(2) 人事交流の推進

省内の政策所管部局や、他府省、民間の研究機関等との人事交流等。
外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。

(3) 統計職員のキャリアパス形成の見直し

職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等。
重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成。統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）の検討。

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組の詳細

1. 速やかな実施が求められる取組

(1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進

(2) E B P Mの推進(省内にプロジェクトチームを設置。E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進)

(3) データの一元管理の推進

(4) ICTを活用した業務プロセスの更なる見直し(AIやRPA(自動化ロボット)の調査研究)

(5) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応

普段からの統計委員会や統計委員会事務局との連携。

統計委員会や点検検証部会、統計改革推進会議などの動きにも迅速かつ適切に対応。

2. 中長期的な観点から検討する取組

(1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討

統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして設置を検討。

(2) 分析・政策立案機能の強化に向けた組織機能のあり方の見直し

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップの詳細

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

すぐに実行すべきもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくべきものの別に応じて整理した工程表を作成し、継続的に、改革の進捗管理を行う。

2. 常設の検討会の設置

- 学識経験者等による常設の検討会の設置を検討。当該検討会において、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認。

調査票情報等の適正な管理

○調査票情報等の漏えい等事故が発生した場合の対応

- 地方公共団体において、国が実施する統計調査の調査票情報等※の漏えい等事故（紛失なども含む）が発生した場合は、速やかに調査実施担当課室へ事案内容を報告してください。

※調査票原票の他、調査対象名簿など調査対象の識別が可能な書類も含まれます。

- 漏えい等事故については、統計法令及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、当省から総務省へ報告する必要がありますので、当該事案内容の報告については遺漏無きようお願いいたします。

なお、上記ガイドラインの内容につきましては、調査票情報等を取り扱う全ての者が遵守すべきものとなっています。地方公共団体のご担当者におかれましては、ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理及び、漏えい等事故防止のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

※ガイドラインの内容については https://www.soumu.go.jp/main_content/000616556.pdf 参照。

調査票情報の二次利用

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で実施した統計調査については、調査結果を公表後、地方公共団体において

- ①統計の作成
- ②統計的研究（誤差計算や回帰分析など）
- ③統計を作成するための調査に係る名簿の作成

を行う場合であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられている場合には、統計法第33条第1項第1号の規定に基づく手続きを行えば調査票情報の二次利用が可能です。

報告者負担を軽減するため、地方公共団体が当局で調査した項目との重複を排除して調査を実施し、統計を作成する際に当該項目を利用する場合もこの制度の対象となります。

審査基準等については、事務処理要領を参照いただくとともに、利用をご希望される場合は、事前相談対応窓口（政策統括官付参事官付審査解析室）までお問い合わせください。

特に、保健所で保存している出生小票又は死亡小票（人口動態調査に係る調査票情報）を利用する場合も、必要な手続きを行ったうえでご利用ください。

事務処理要領：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sonota/dl/manual.pdf>

事前相談窓口：政策統括官付参事官付審査解析室

03-5253-1111 内線7347（厚生関係） 内線7384（労働関係）

令和2年度政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 事業計画(統計関係)

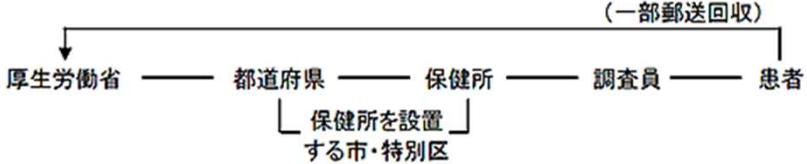
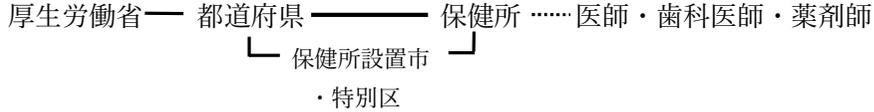
	事業名		
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係	労働統計関係
令和2年			
2月	定期的提供(平成30年人口動態調査)		
3月上旬		全国厚生統計主管課担当者会議	
<hr/>			
5月上旬		定期的提供(平成30年社会福祉施設等調査)	
5月		第10回21世紀出生児縦断調査(平成22年5月出生児)	労使関係総合調査等に関する事務打合せ会議
6月	<u>国民生活基礎調査(世帯票)</u>	社会医療診療行為別統計 国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、岩手県、東京都、名古屋市、京都市、広島市、福岡市)	毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議
7月上旬	定期的提供(平成30年介護サービス施設・事業所調査)	<u>国民生活基礎調査(所得票)</u> <u>所得再分配調査</u>	雇用動向調査(上半期) 労働組合基礎調査 労使間の交渉等に関する実態調査 } 労使関係総合調査
		全国厚生統計主管係長会議	労働災害動向調査(総合工事業調査(上半期)) 賃金構造基本統計調査 賃金引上げ等の実態に関する調査
7月下旬			
8月	定期的提供(平成30年度地域保健・健康増進事業報告)		<u>毎月勤労統計調査(特別調査)</u>
9月	<u>患者調査(退院票)</u>		
9月～11月		厚生労働統計地区別講習会	
10月1日	<u>医療施設静態調査</u>		
10月上旬	定期的提供(令和元年人口動態調査)		
10月中旬	<u>患者調査(退院票を除く)、受療行動調査</u>		
10月		社会福祉施設等調査 介護サービス施設・事業所調査	転職者実態調査
10月下旬		定期的提供(2019年国民生活基礎調査)	
11月		第9回21世紀成年人縦断調査(平成24年成年人) 第16回中高年者縦断調査 全国統計大会	労働安全衛生調査(実態調査)
12月	<u>医師・歯科医師・薬剤師統計</u>		
12月下旬	定期的提供(令和元年医療施設(動態)調査・病院報告)		
令和3年			
1月			雇用動向調査(下半期) 労働災害動向調査(事業所調査) 労働災害動向調査(総合工事業調査(下半期)) 就労条件総合調査
2月下旬～3月		全国厚生統計主管課担当者会議	
5月上旬		定期的提供(令和元年介護サービス施設・事業所調査)	
		定期的提供(令和元年社会福祉施設等調査)	

(注1) 上記のほか、年間を通じて実施する調査等として、厚生統計調査等では人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、福祉行政報告例、介護給付費等実態統計、労働統計調査では毎月勤労統計調査、労働争議統計調査、労働経済動向調査がある。

(注2) 地方公共団体に協力を依頼している調査等については、ゴシックとしている。

(注3) 厚生統計調査地区別事務打合せ会議については、令和2年度は開催しない。

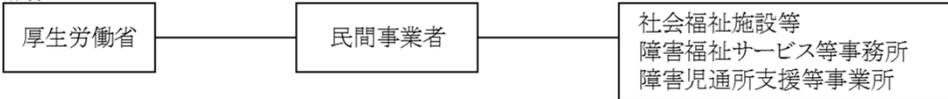
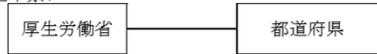
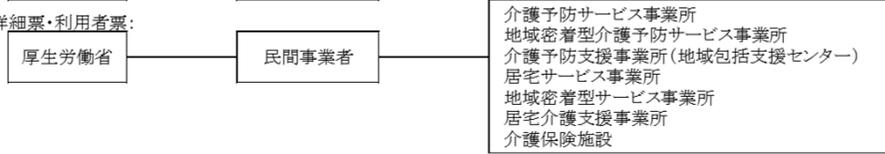
令和2年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
受療行動調査	<p>○調査内容 全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を把握。</p> <p>○調査時期：3年周期（10月中旬の3日間のうち、医療施設ごとに定める1日。患者調査と同一の日）</p> <p>○調査方法 調査員・郵送</p> <p>（調査経路）</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] --- B[都道府県] B --- C[保健所] C --- D[調査員] D --- E[患者] E -- "(一部郵送回収)" --> B subgraph Note F[保健所を設置する市・特別区] end </pre>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制にかかる検討資料として利用（診察等までの待ち時間） ・診療報酬改定にかかる検討資料として利用（満足度、最初の受診場所、生活習慣上の助言や指導、診察時間） ・在宅医療にかかる検討資料として利用（今後の治療・療養の希望、自宅療養を可能にする条件）
医師・歯科医師・薬剤師統計	<p>○内容 全国の医師・歯科医師・薬剤師の就業の状況や分布等を把握。</p> <p>○時期 隔年12月31日</p> <p>○届出方法 郵送</p> <p>（届出経路）</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] --- B[都道府県] B --- C[保健所] C --- D[医師・歯科医師・薬剤師] subgraph Note E[保健所設置市・特別区] end </pre>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師・歯科医師・薬剤師需給に関する対策の基礎資料として利用（医療施設従事医師数等） ・地域医療格差対策（医師の地域間偏在及び診療科偏在）の基礎資料として利用（主たる診療科別医師数等） ・都道府県における地域医療構想策定に関する基礎資料として利用（医療施設従事医師数等）

令和2年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
国民生活基礎調査	<p>○調査内容 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に把握。</p> <p>○調査時期 毎年（世帯票：6月）（所得票：7月） ※3年ごとに大規模調査を実施、2020年は簡易調査の実施年</p> <p>○調査方法 調査員調査 ※面接できない世帯のみ郵送回収 (調査経路) ・世帯票</p> <p>厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 保健所設置市 特別区 </div> <p style="text-align: center;">※回収のみ</p> <p>・所得票</p> <p>厚生労働省 — 都道府県 — 福祉事務所 — 指導員 — 調査員 — 世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 市・特別区及び福祉 事務所を設置する町村 </div> <p style="text-align: center;">※回収のみ</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策に関する大綱における指標として利用（子供の貧困率、子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率） ・低所得者対策の基礎資料として利用（相対的貧困率） ・健康日本21（第二次）の評価指標として利用（がん検診の受診率、足腰に痛みのある高齢者の割合、睡眠による休養を十分にとれていない者の割合等） ・がん対策推計基本計画の評価指標として利用（がん検診の受診率） ・未来投資戦略2017（中短期工程表）の評価指標として利用（健診受診率）

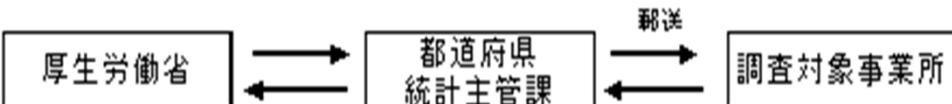
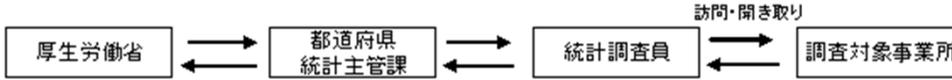
令和2年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法等	利活用例
社会福祉施設等調査	<p>○調査内容 全国の社会福祉施設等の数、在所者及び従事者の状況等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票:  </p> <p>詳細票:  </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「待機児童解消加速化プラン」推進における保育士確保対策等の基礎資料として利用（従事者数） ・障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の作成や福祉人材確保対策、障害福祉サービス報酬改定を検討する際の基礎資料として利用（従事者数）
介護サービス施設・事業所調査	<p>○調査内容 全国の介護保険施設・介護サービス事業所の数、定員、サービスの提供状況及び従事者数等を把握。</p> <p>○調査時期 毎年10月</p> <p>○調査方法 郵送・オンライン</p> <p>(調査経路)</p> <p>基本票:  </p> <p>詳細票・利用者票:  </p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会介護給付費分科会資料 ・介護報酬改定に係る基礎資料 ・社会保障・税一体改革に係る基礎資料 ・介護事業に係る各種統計調査の母集団情報

令和2年度実施の主な厚生統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法	利活用例
所得再分配調査	<p>○調査内容 社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や、所得再分配による所得格差の変化の実態を明らかにし、社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを把握。</p> <p>○調査時期 7月（3年周期）</p> <p>○調査方法 自計調査であり、調査員が対象世帯に調査票を配布し、再度訪問時に調査票を回収する。調査員が直接回収できない世帯においては、郵送回収。</p> <p>（調査経路）</p> <p>厚生労働省－都道府県——— 福祉事務所－調査員－報告者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>┌ 市・特別区及び福祉 ─┐ 事務所を設置する町村</p> </div> <p style="text-align: center;">※回収のみ</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議において所得再分配機能の説明や所得格差の傾向を示す資料として、また、厚生労働白書、他機関での二次利用による研究材料として利活用。

令和2年度実施の主な労働統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法	利活用例
毎月勤労統計調査	<p>○調査内容 常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握、1～4人雇用する事業所については毎年7月の状況を把握。</p> <p>○調査時期 ・全国及び地方調査：毎月 ・特別調査：8月1日～9月10日</p> <p>○調査方法 ・常用労働者を30人以上雇用する事業所 郵送 (調査経路)</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B -- 郵送 --> C[調査対象事業所] </pre> <p>ただし、東京都500人以上規模の事業所の一部については、厚生労働省が直轄調査を行っている。</p> <p>・常用労働者を30人未満雇用する事業所 調査員 (調査経路)</p>  <pre> graph LR A[厚生労働省] <--> B[都道府県統計主管課] B <--> C[調査対象事業所] B -- 訪問・聞き取り --> C C -- 訪問・聞き取り --> B </pre> <p>なお、常用労働者を5人以上雇用する事業所については、オンラインでの回答も可能。</p>	<p>○利活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の基本手当日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の算定資料として、きまって支給する給与を利用 ・月例経済報告、経済財政白書等において、現金給与総額指数の前年同月比等を利用

令和2年度実施の主な労働統計調査

調査・統計名	調査内容・調査方法	利活用例
労使関係総合調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 労働組合数、組合員数等の状況を把握する労働組合基礎調査と毎年テーマを変えて行う実態調査（令和2年は労使間の交渉等に関する実態調査）を実施。 ○調査時期 毎年7月 ○調査方法 郵送・オンライン・都道府県労政主管課及び労政主管事務所 <p>（調査経路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合基礎調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — 労政主管事務所 — 労働組合 ・労使間の交渉等に関する実態調査 厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — 労政主管事務所 — 労働組合 	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 <ul style="list-style-type: none"> ・労働組合法、労働関係調整法等に基づく業務を行う上での基礎資料として利用 ・厚生労働白書（社会の実態や厚生労働省の施策について国民に周知する刊行物）において、「安定した労使関係の形成等」として定期的使用
労働争議統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査内容 我が国における労働争議の状況を調査。 ○調査時期 毎月 ○調査方法 郵送・オンライン <p>（調査経路）</p> <p>厚生労働省 — 都道府県労政主管課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用例 ILO（国際労働機関）への数値提供、政府の委員会・懇談会における議論の基礎資料、白書の執筆資料

II. 情報政策関係

マイナンバー(社会保障・税番号)制度 への対応について

マイナンバー制度における情報連携について

○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続きを行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。令和元年度の改版により、厚生労働省関係事務手続については、約500の事務手続で新たに情報連携の本格運用を開始した。

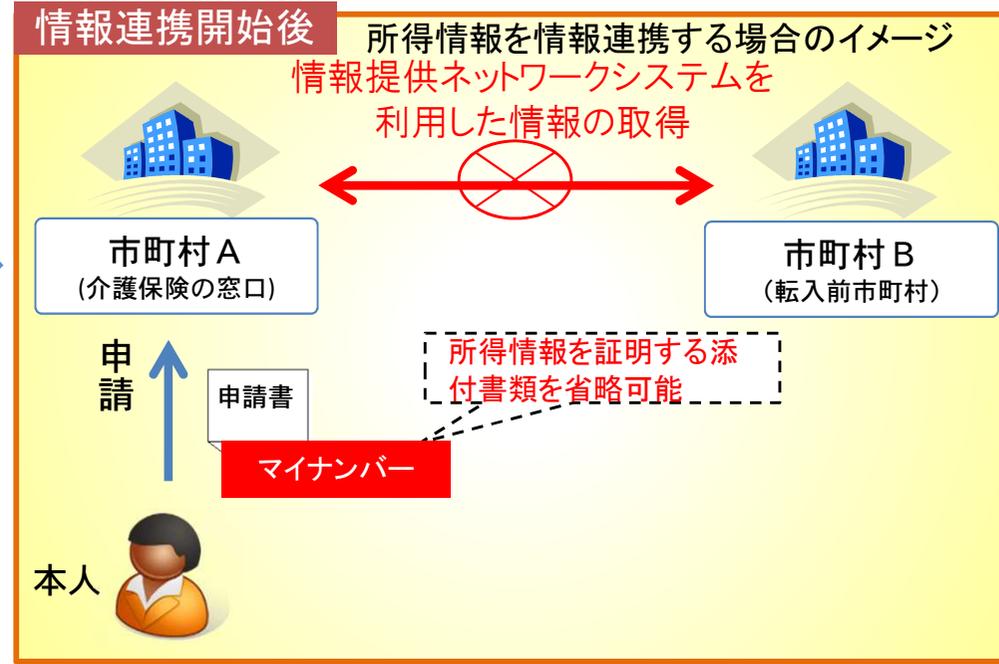
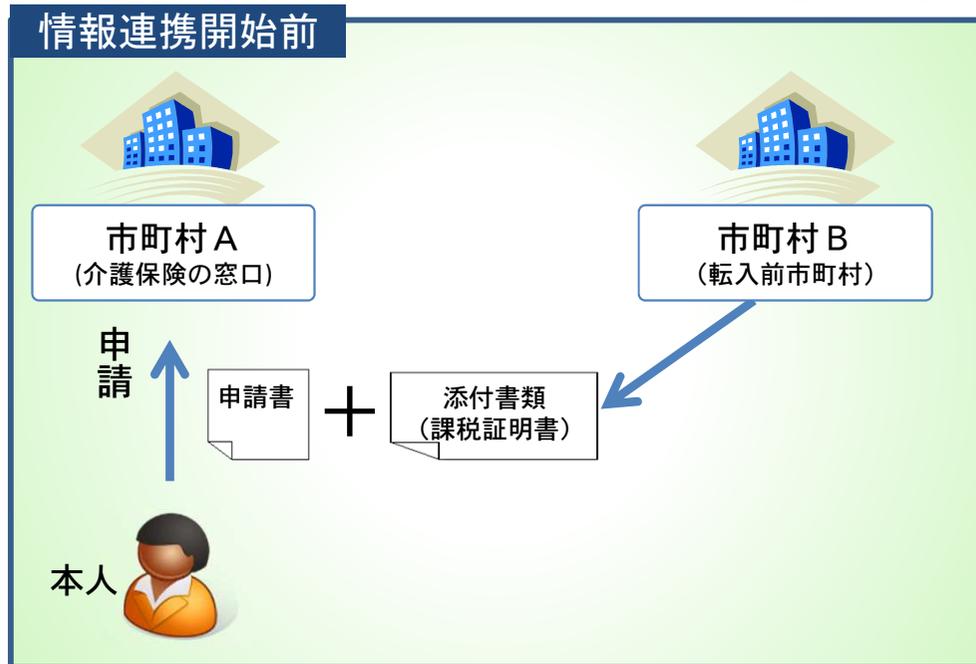
○ 令和元年度から年金関係の情報連携を開始

年金関係の情報連携については、試行運用を実施する等、必要な対応を行った上で以下のとおり情報連携を開始した。

- ・日本年金機構から他機関への情報連携：令和元年7月1日より本格運用開始
- ・他機関から日本年金機構への情報連携：令和元年10月30日より本格運用開始

※一部事務については、試行運用を継続中

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



令和元年度より本格運用へ移行する主な事務手続

1. 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	年金額改定通知書
		年金振込通知書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金証書
障害者・児、難病患者に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法) (難病の患者に対する医療等に関する法律)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金振込通知書
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・政令指定都市	年金証書
		年金振込通知書
健康保険組合管掌健康保険の被扶養者認定の申請 (健康保険法) (国家公務員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (私立学校教職員共済法)	健康保険組合・国家公務員共済・地方公務員共済・私学共済	年金額改定通知書
		年金振込通知書
年金たる保険給付の支給申請 (労働者災害補償保険法)	厚生労働大臣 (労働基準監督署)	年金額改定通知書
		年金振込通知書

2. 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票
		課税証明書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書

3. 年金関係事務以外の情報照会

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国保保険者に対する高額療養費等の支給申請(適用区分の確認) (国民健康保険法)	市町村・国民健康保険組合	課税証明書
予防接種の実施・実費徴収 (予防接種法)	都道府県・市町村	予防接種の実施に関する情報
		課税証明書
高額障害福祉サービス等給付費の支給申請 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	市町村長	住民票
		課税証明書

データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

- ① データ標準レイアウト（令和2年6月向け）
 - 新規特定個人情報分・メジャー改版分の副本登録及び機関間試験 : 令和2年4月～
 - 改版の施行 : 令和2年6月15日頃
- ② データ標準レイアウト（令和3年6月向け）
 - ベータ版公開・意見募集開始 : 令和2年3月～
 - 正式版公開 : 令和2年6月30日頃

データ標準レイアウト関係のスケジュール（案）

	令和2年												令和3年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①令和2年6月向け				▲		▲改版の施行									
			▲ 新規特定個人情報分・メジャー改版分の副本登録												
②令和3年6月向け			▲ベータ版公開 ・意見募集開始			▲公開									

スケジュールの詳細については、関係府省間で調整中。

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000~4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000~7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000~10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)

一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与

マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)

「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す

国家公務員・地方公務員等の取得の推進

国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

市区町村の交付円滑化計画

カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において
交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を発出)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請

マイナンバーカードの普及に向けた広報

様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

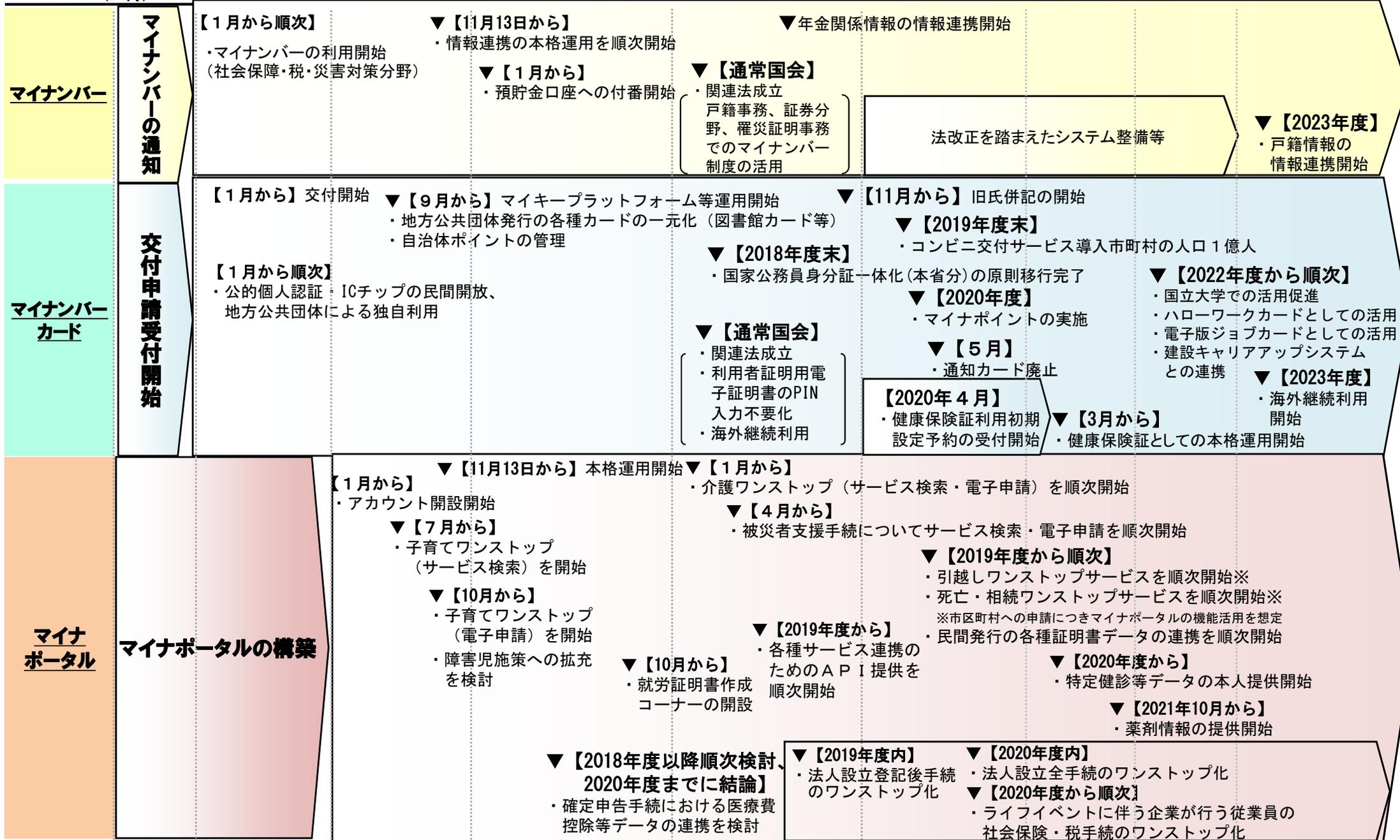
9月以降

各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、
マイナンバーカードの普及等の取組を推進

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R元.9月現在

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」、「デジタル・ガバメント関係会議(令和元年6月4日)決定」等を基に内閣官房において作成。

地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、**行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等**を定める。

○行政手続オンライン化法の改正 ※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）の概要

令和元年12月20日 第6回デジタル・ガバメント閣僚会議資料

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間を通じたデジタル・ガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体をデジタル化

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底による行政サービス改革

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービスデザイン12箇条に基づき、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ✓ 利用者の違いや現場の業務の「ばらつき」まで詳細に把握・分析する業務改革（BPR）の徹底、フロー図等の作成による行政サービス全体のプロセスの可視化

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備

- ✓ 統一的な政府情報システムの将来的な在り方などデジタル・ガバメント実現のためのグランドデザインの策定（令和元年度末を目途）
- ✓ 政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ 政府情報システムの整備におけるクラウドサービスの利用の検討の徹底
- ✓ 行政のデジタル化における情報セキュリティ対策・個人情報保護等の徹底
- ✓ データ標準の普及など行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

政府CIOによる一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ 政府CIOの下、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等を図るため、デジタルインフラに係る情報システム関係予算の一括要求・一括計上（令和2年度：34システム、約730億円を内閣官房IT室で一括要求）
- ✓ 機動的かつ効率的、効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行（令和2年度）
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ✓ 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等

- ✓ デジタル手続法に基づき行政手続のオンライン化を進め、国の手続件数の9割についてオンライン化を実現予定。毎年度計画を改定し対象を拡大。
- ✓ 登記事項証明書（令和2年度以降）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携の仕組みを整備し、順次、各手続における添付書類の省略を実現。
- ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続及び企業が行う従業員の社会保険・税に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人等に係る行政手続等の利便性向上のための法人デジタルプラットフォーム整備
- ✓ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進等

デジタルデバйд対策

- ✓ 行政のデジタル化に当たっては、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備

広報等の実施

- ✓ 専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報の実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓ 複数団体による共同でクラウド化を行う自治体クラウドを推進
- ✓ 業務プロセス・情報システムの標準化を推進
- ✓ AIを活用するためのガイドブック作成等によりAI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 本年度開催した「自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～」の継続実施
- ✓ クラウドサービスの利用等のあり方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討
- ✓ オープンデータの推進による地域の課題の解決の促進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用促進等によるセキュリティ・IT人材の確保・育成
- ✓ デジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略として、官民データ活用推進計画の策定を推進

民間手続におけるデジタル技術の活用促進

- ✓ 各府省における法令に基づく民間手続のオンライン化の検討状況のフォローアップ

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置づけることとする。

地方公共団体の官民データ活用推進計画について

平成30年10月19日
第3回新戦略推進専門調査会
デジタル・ガバメント分科会
第24回各府省情報化専任審議官等
連絡会議 合同会議 資料4

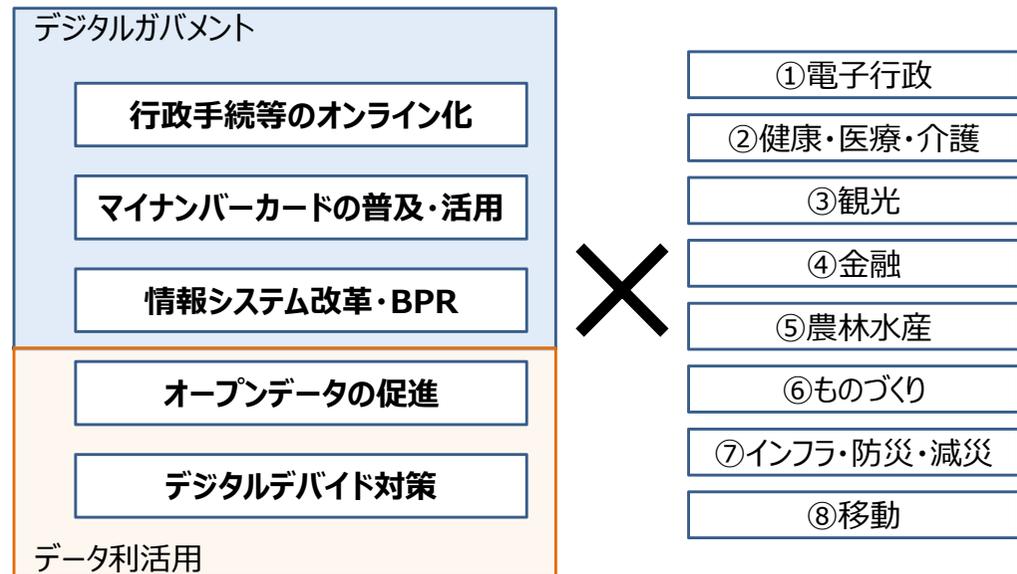
策定の根拠

- 都道府県は国の官民データ活用推進基本計画に即して**策定義務**（官民データ活用推進基本法第9条第1項）
- 市町村は国の官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、**策定努力義務**（官民データ活用推進基本法第9条第3項）

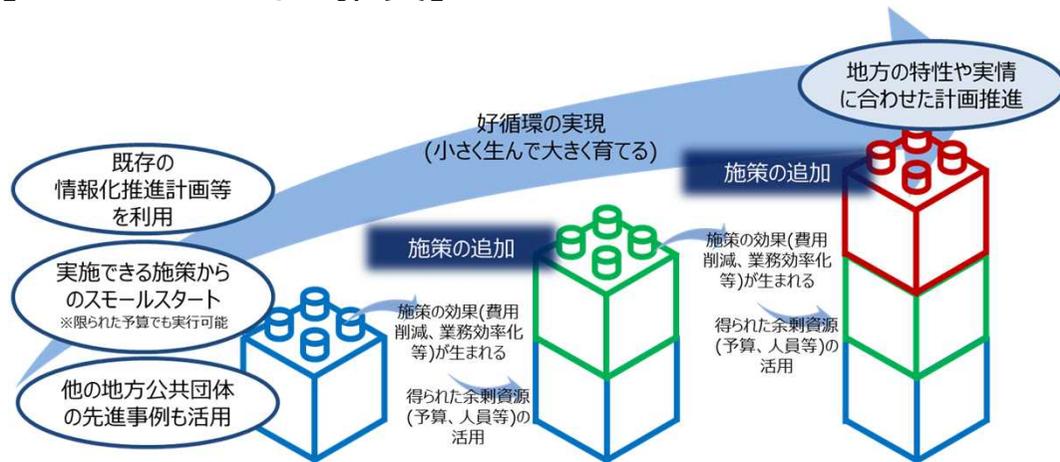
計画に記載すべき内容

- 各地方公共団体の区域における官民データ活用の推進に関する施策を記載
- 具体的には、デジタルガバメント、オープンガバメントなど「5つの柱」×「8つの重点分野」のマトリックスの中から、地方公共団体が地域の実情に応じて取り組む施策を検討し、実行までの計画を記載。ただし、地方公共団体の実情に応じたスモールスタートを推奨。

※「官民データ」とは電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるもの



【スモールスタートを推奨】



策定状況と策定支援

- 法施行(2016.12)、国計画策定(2017.5)以降、全28団体(4都道府県、24市町村)が策定(2018年10月1日時点)
- 2020年度末 全都道府県での計画策定が目標
- 地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定促進のため、官民データ活用推進計画策定の手引及び施策事例集の提供

データヘルス改革について

これまで、健康・医療・介護分野のデータが分散し、相互につながっていないために、必ずしも現場や産官学の力を引き出したり、患者・国民がメリットを実感できる形とはなっていなかった。

健康・医療・介護分野のデータの有機的連結や、
ICT等の技術革新の利活用の推進を目指す
(データヘルス改革)

国民の健康寿命の更なる延伸

効果的・効率的な医療・介護サービスの提供

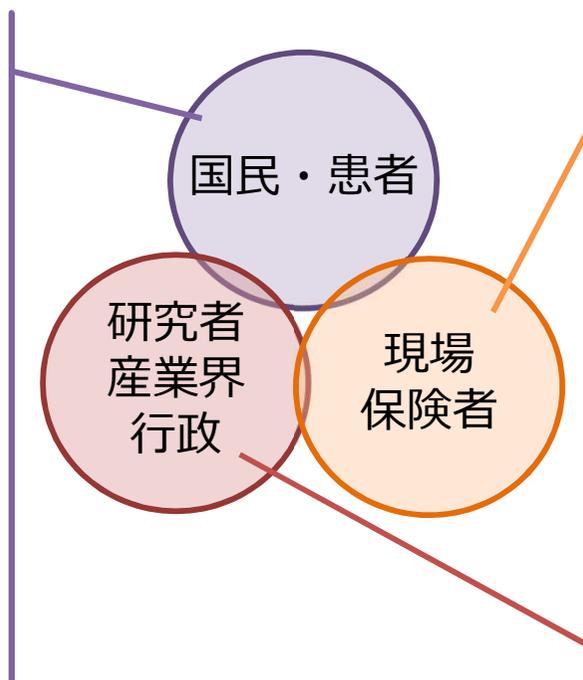
(具体例)

- 現状、がんの原因遺伝子がわからない場合や、原因遺伝子がわかっても対応する医薬品が存在しない場合も…

原因遺伝子等の解明が進み、それに基づいて新たな診断・治療法が開発・提供される可能性

- 現状、健診結果や医療情報を本人が有効活用できていない場合も…

自身の情報をスマホ等で簡単に確認し、健康づくりや医療従事者とのコミュニケーションに活用



- 現状、カルテ入力が医療従事者の負担になっている場合も…

AIを活用し、診察時の会話からカルテを自動作成、医師、看護師等の負担を軽減

- 現状、保健医療・介護分野のデータベースを研究に十分に活かしていない場合も…

民間企業・研究者がビッグデータを研究やイノベーション創出に活用

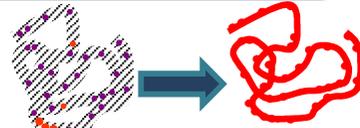
- データヘルス改革で実現を目指す未来に向け、「国民、患者、利用者」目線に立って取組を加速化。
- 個人情報保護やセキュリティ対策の徹底、費用対効果の視点も踏まえる。

ゲノム医療・AI活用の推進

- 全ゲノム情報等を活用したがんや難病の原因究明、新たな診断・治療法等の開発、個人に最適化された患者本位の医療の提供
- AIを用いた保健医療サービスの高度化・現場の負担軽減

【取組の加速化】

- 全ゲノム解析等によるがん・難病の原因究明や診断・治療法開発に向けた実行計画の策定
- AI利活用の先行事例の着実な開発・実装



※パネル検査は、がんとの関連が明らかな数百の遺伝子を解析

自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進

- 国民が健康・医療等情報をスマホ等で閲覧
- 自らの健康管理や予防等に容易に役立てることが可能に

【取組の加速化】

- 自らの健診・検診情報を利活用するための環境整備
- PHR推進のための包括的な検討



医療・介護現場の情報利活用の推進

- 医療・介護現場において、患者等の過去の医療等情報を適切に確認
- より質の高いサービス提供が可能に

【取組の加速化】

- 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進と、運用主体や費用負担の在り方等について検討
- 電子カルテの標準化推進と標準規格の基本的な在り方の検討



データベースの効果的な利活用の推進

- 保健医療に関するビッグデータの利活用
- 民間企業・研究者による研究の活性化、患者の状態に応じた治療の提供等、幅広い主体がメリットを享受

【取組の加速化】

- NDB・介護DB・DPCデータベースの連結精度向上と、連結解析対象データベースの拡充
- 個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報連結の仕組みの検討



	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023～ 2025年度
<p>○ゲノム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 質の高い全ゲノム情報と臨床情報を国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、分析・活用できる体制の整備 国民がゲノム情報等により不利益を被ることがない社会を作るための必要な施策 	<p>全ゲノム解析等について数値目標や人材育成等を含む具体的な実行計画の策定</p>	<p>実行計画に沿って着実に実施</p>			
	<p>がんゲノム医療提供体制の整備 がんゲノム情報管理センター（C-CAT）の本格稼働</p>	<p>がんゲノム医療提供体制の整備</p>			
	<p>○AI活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点6領域（※）を中心としたAIの開発・利活用が期待される分野の精査 AI活用の先行事例（画像診断支援等）について、着実な開発と社会実装 医療関係職種へのAI教育、国際展開などの取組推進 <p>（※）重点6領域：ゲノム医療、画像診断支援、診断・治療支援、医薬品開発、介護・認知症、手術支援</p>	<p>AI開発加速コンソーシアムにおける議論の整理を踏まえた取組の推進 重点6領域を中心としたAIの開発・利活用が期待される分野の精査</p>			
	<p>A I 戦略に基づく医療関係職種への教育、国際展開等の取組</p>			<p>社会実装に向けた開発促進</p>	
<p>○パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの健診・検診情報の利活用を推進するため、電子化や相互互換性のあるデータ形式の推進等について整理するとともに、データ提供等に関する契約条項例等を提示 PHRの在り方に関する基本的な方向性や課題について包括的な検討 	<p>本人の健診結果を継続的に活用できる環境整備等の方向性等について整理</p>	<p>PHRの在り方に関する基本的な方向性・課題の整理と工程表の策定</p>			
	<p>マイナポータルでの提供</p>		<p>工程表に沿った対応</p> <p>生涯にわたる健診・検診情報を標準化された形でデジタル化・蓄積</p>		
			<p>●乳幼児健診等（20年度中）●薬剤情報（21年10月） ●特定健診等（21年3月）</p>		

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023～ 2025年度
○医療・介護現場の情報利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進 薬剤情報、特定健診等情報以外のデータ項目について、運営主体や費用負担の在り方等について検討、工程表の策定 電子カルテの標準化の推進、電子処方箋の本格運用、介護事業所のICT化の推進と医療・介護情報連携に必要な標準仕様の作成・普及 医療的ケア児等医療情報共有サービスの稼働 		全国の医療機関で確認できる仕組みの稼働 <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診等情報（21年3月） ●薬剤情報（21年10月） 			
	薬剤情報や特定健診等情報以外のデータ項目について、医療機関等で確認できる仕組みを推進するための検討を進め、実現のための工程表を策定		工程表にのっとって具体化		
	技術動向を踏まえた電子カルテの標準化を推進				
	電子処方箋の本格運用に向けた検討	「電子処方せん」の運用ガイドラインを改定	電子処方箋の普及のために必要な方策を実施		
介護分野のICT化推進、医療・介護連携の標準仕様の作成・普及					
<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児等医療情報共有サービスの本格運用（20年度中） 					
○データベースの効果的な利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ナショナル・データベース（NDB）、介護保険総合データベース（介護DB）等以外の公的データベースとの連結解析について検討 個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討と必要な法的手当 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため必要なデータを収集するデータベース（CHASE）の構築 クリニカルイノベーション・ネットワーク（CIN）の疾患登録の運用改善と利活用促進 		連結解析の運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ●NDB・介護DB（20年度中） ●DPCデータベース（22年度） 			
	NDB等とその他の公的データベースとの連結解析について検討、法的・技術的課題が解決できたデータベースと順次連結解析の運用開始				
	個人単位化される被保険者番号を活用した医療等情報の連結の仕組みを検討し、必要な法的手当を実施			運用開始	
	CHASEのデータベース構築		CHASEの本格運用開始、科学的介護の実現		
	CINの疾患登録の運用改善と利活用				

Ⅲ. その他参考資料

令和2年度 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

歳出予算案の概要

1. 予算案概要

(単位：千円)

	令和元年度 予算額	令和2年度 予算案	対前年度比
政策統括官（統計・情報 政策、政策評価担当）	9,689,238	10,702,113	1,012,875（ 10.5%）
一般会計	8,020,945	9,060,440	1,039,495（ 13.0%）
労働保険特別会計	1,668,293	1,641,673	▲ 26,620（▲ 1.6%）
(参考)			
統計調査関係経費	4,143,706	4,146,154	2,448（ 0.1%）
行政情報化関係経費	5,484,965	5,273,106	▲ 211,859（▲ 3.9%）
新しい日本のための 優先課題推進枠	-	1,243,616	1,243,616（ - ）

2. 主な事業内容

○統計調査関係経費

- ・医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査の実施

○行政情報化関係経費

- ・次期厚生労働省統合ネットワークのシステム更改

○統計改革の推進

- ・職員研修の強化
- ・統計作成プロセスの分析・標準化
- ・民間人材の活用

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)施策照会先一覧
(厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
厚生労働省統計改革ビジョン2019 (2頁)	統計・情報総務室	企画法令係	土屋 秀人	7345
調査票情報等の適正な管理 (5頁)	統計企画調整室	登録データ係	菅谷 美和子	7410
調査票情報の二次利用 (6頁)	審査解析室	統計審査第一係(厚生関係)	西 優花	7347
		統計審査第二係(労働関係)	中山 美砂子	7384
人口動態調査 (8頁)	人口動態・保健社会統計室	企画指導係	木下 容子	7466
医療施設調査 (8頁)	保健統計室	医療施設統計第一係	大田 美穂子	7520
患者調査 (9頁)	保健統計室	患者統計係	田儀 庸子	7517
病院報告 (9頁)	保健統計室	医療施設統計第二係	平田 亮子	7522
受療行動調査 (10頁)	保健統計室	受療行動統計係	飯島 一代	7518
医師・歯科医師・薬剤師統計 (10頁)	保健統計室	医師・歯科医師・薬剤師統計係	菊地 久仁子	7523
国民生活基礎調査 (11頁)	世帯統計室	(世帯票) 国民生活基礎統計第一係	小倉 寿子	7587
		(所得票) 国民生活基礎統計第二係	西原 珠代	7588
社会福祉施設等調査 (12頁)	社会統計室	社会福祉施設統計係	藏本 淳	7552
介護サービス施設・事業所調査 (12頁)	社会統計室	介護統計第一係	米村 恭一	7567
所得再分配調査 (13頁)	政策評価官室	調査総務係	山田 千恵	7779
毎月勤労統計調査 (14頁)	雇用・賃金福祉統計室	毎勤調整係・企画調整係	細野 晃司	7610
労使関係総合調査 (15頁)	雇用・賃金福祉統計室	(労働組合基礎調査) 労使関係第一係	今野 味香	7665
		(労使間の交渉等に関する実態調査) 労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
労働争議統計調査 (15頁)	雇用・賃金福祉統計室	労使関係第二係	伊藤 聡子	7667
マイナンバー制度への対応について (17頁)	情報化担当参事官室	基準係	今釜 勝彦	2246
地方公共団体における デジタル・ガバメントの推進について (23頁)	情報化担当参事官室	企画係	岩津 花	7696
データヘルス改革について (27頁)	情報化担当参事官室	企画係	伊神 春奈	2251
令和2年度政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)歳出予算案の概要 (33頁)	統計・情報総務室	予算第一係	大塚 真一郎	7336